

★ 手続き手順

Step.1

お問い合わせ

お子様に関するご相談を直接、お電話、FAX、メールにてお問い合わせください。

Step.2

面談・支援内容の説明

支援内容の確認、訪問先とのやり取りについてや、現在の不安や注意事項などをお聞かせいただきます。

Step.3

個別支援計画の作成

支援計画をご確認
いただいたら…

Step.4

保育所等訪問支援サービスの実施

Step.5

報告

実際に訪問した際の活動の様子や支援方法などを、定期的に保護者の方へご報告します。

★ 問い合わせ先

特例認定特定非営利活動法人 葵風

放課後等デイサービス 北辰会 いちほし 〒444-0075 岡崎市伊賀町7丁目106

TEL : 0564-84-5261 / FAX : 0564-84-5271 / E-mail : hokushinkai.ichihosi@gmail.com

★ 支援を受けるにあたって

★ 実施頻度

支援は2週間に1回、2時間～半日程度を基準として実施されます。ひとりひとりに合わせた必要な時間と頻度が個別支援計画に記載され、それにのっとった支援が実施されます。

なお支援の継続、および個別支援計画については、お子様の状況に応じて定期的に見直しが行われます。

★ 利用料金とサービス支給量

保育所等訪問支援のサービスを受けたことによる新たな利用料の請求はありません。

また、支援を受けられる日数について、国により特別に定められた上限数はありません。そのため申請により、お子様に必要な量の支給を受けることができます。

お気軽にご相談ください。

★ 子どもの気持ちを大切に

支援は本人に学校等への訪問する必要性を説明するとともに、「具体的にどういう形の支援を希望するか」について、利用者本人とよく話し合ってから開始します。

★ 具体的な支援方法

訪問支援員はその役割として、お子様の困り感に寄り添い、集団活動において円滑かつ安心して過ごせるように支援をさせていただきます。

支援は訪問先の流れに沿った環境の中で実施します。必要に応じて支援方法の見直しや変更を検討します。

★ 保育所、学校への訪問は、障がいに関する知識、及び相当の経験を持つ児童指導員が担当します！

★ 保育所等訪問支援とは？

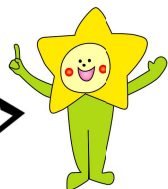
保育所等訪問支援とは、生活する場面ごとの環境変化によって実際の力が図られていない場合、あるいは場面によって誘発される障がい特性を発見し、本人が自立した社会生活を目指すためのより良い支援へつなげる、橋渡しとなる支援事業です。訪問支援員が学校や集団生活の場など支援の必要な環境へ赴き、状況の確認や関係各所との情報交換などを行います。

この支援は現在放課後等デイサービス及び児童発達支援サービスを利用している方のみでなく、過去に利用していた（現在利用していない）お子様も対象となります。お気軽にご相談ください。

★ 保育所等訪問支援の利用によるメリット

- ・個人では落ち着いているが、集団では問題行動が出てしまう児童に対する、集団生活への適応訓練
- ・本人の関係する各所への情報提供や支援方法の提案、引き継ぎの円滑化
- ・その他、必要に応じて介入する事で情報が共有されるからこそできる、細やかな支援 など

お気軽に
ご相談ください♪



特例認定特定非営利活動法人 葵風
放課後等デイサービス 北辰会 いちほし
〒444-0075 岡崎市伊賀町7丁目106

TEL : 0564-84-5261

FAX : 0564-84-5271

E-mail : hokushinkai.ichihosi@gmail.com



← こちらからも届きます

保育所等訪問支援の ご案内